

# 帯広市談合情報調査マニュアル

[平成15年6月1日制定]

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認、調書の作成

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報があった場合には、当該情報者の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに建設工事等入札指名委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ電話等により通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、委員会へ通報するものとする。

### 2 報告

事務局は、1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

### 3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合は、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

## 第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手順等は、第3に従い行なうこと。

### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

#### (1) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、委員会へ報告すること。

#### (2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、建設工事等入札心得の第6条を適用し、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。

入札の執行を延期した場合で、工事費内訳書及び入札書が提出されていた場合、それらを保管するとともに、入札を取り止めた場合、公正取引委員会への通報に合わせてそれらの写しを提出することとする。

#### (3) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。

② この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提出するよう要請すること。

ただし、工事費内訳書の提出を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行なうなどあらかじめ工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれにより対応すること。

- ③ 入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。
- ④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、（２）により対応すること。

#### （４）一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札参加するために入札会場に集まった者を対象として（１）以下に従い対応すること。

### ２ 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額はすでに閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを第１の３により判断すること。

#### （１）契約締結以前の場合

##### ①事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

##### ②談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札心得第９条第１０号を適用し、入札を無効とすること。

##### ③談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者との契約を締結すること。

#### （２）契約締結後の場合

##### ①事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

## 第３ 個別手続きの手順等

第２に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

### １ 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式

第1の報告書にまとめること。

## 2 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取の方法は、委員会の複数の委員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、一社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については、別記様式第2により事情聴取書を作成すること。

## 3 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙3を参考として注意事項を読み上げること。

## 4 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提出に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札函に入札した後に、積算担当者が、工事費内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、開札すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

## 第4 公正取引委員会への通報

- 1 指名委員会は、談合情報については、別記様式第3により、公正取引委員会へ通報するものとする。
- 2 公正取引委員会へ通報する場合は、事情聴取書、誓約書、入札調書の写し等を送付するものとする。

## 附 則

このマニュアルは、平成15年6月1日から施行する。